8）各包装物には第４号の５様式のラベルが貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9）リチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）及びリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）を組み合わせて包装する場合は、第７条の規定に従うとともに、包装物のリチウム電池の総質量は、５kgを超えないこと。

10）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

11）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

12）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

13）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

別表第１備考ⅲ⑨「967」の項セクションⅡを次のように改める。

セクションⅡ

以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外　装　容　器
旅客機	旅客機以外の航空機	
５kg	５kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

２）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

３）短絡を防止する措置をすること。

４）装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

５）輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。

６）機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。

７）機器に内蔵する５個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）又は３個以上の組電池を含む各包装物には第４号の５様式のラベルが貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

８）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

９）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

10）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

11）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

別表第１備考ⅲ⑨「968」の項セクションⅠB及びセクションⅡを次のように改める。

セクションＩＢ

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外　装　容　器
	旅　客　機	旅客機以外の航空機	
3090	―	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）その他の有害物件として取り扱うこと（なお、以下の注において特に定めのない限り、第５条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。

２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

３）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

４）短絡を防止する措置をすること。

５）密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納されること。

６）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。

７）各包装物には第３号様式及び第４号の５様式によるラベルが貼付されていること。

８）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

９）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

10）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

セクションⅡ

以下の基準を満たすこと。

１）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

２）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

３）密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）に収納されること。

４）短絡を防止する措置をすること。

５）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。

６）各包装物には第３号様式及び第４号の５様式によるラベルが貼付されていること。包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

７）一の荷送人につき、一つの包装物に限ること。